

カード規定

1. しずちゆうキャッシュカード共通規定
2. しずちゆうキャッシュカード規定
3. しずちゆう法人・事業専用キャッシュカード規定
4. デビットカード取引規定

しずちゆうキャッシュカード（普通預金「総合口座取引の普通預金を含みます。」・貯蓄預金）、法人・事業専用キャッシュカード（普通預金）の利用範囲につきましては、各該当のカード規定によりお取扱いさせていただきます。

静岡中央銀行

No.1067 (18.02.10)

1. しずちゆうキャッシュカード共通規定

1. (現金自動預金機による預金の預入れ)

- (1) 現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳（提携先においてはカード）を挿入し現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、当行および預入業務提携先（以下「提携先」といいます。）の預金機の機種により当行または提携先の所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

2. (現金自動支払機による預金の払戻)

- (1) 現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払業務提携先（以下「提携先」といいます。）所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と第4条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

3. (自動振込機による振込)

- (1) 当行および提携先の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「払込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ、ボタン等により確認操作してください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に利用した振込機の取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) 入金口座なし、その他の事情により振込金の入金が不能になった場合には、振込資金は振込を行った取扱店の窓口で返却しますので、当行または提携先所定の手続をしてください。
- (4) 当行および提携先による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (5) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続は、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。
- (6) 振込金額と第4条に規定する振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

- (7) 当行および提携先の振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および自動機利用手数料金額を通帳または「しずちゆうキャッシュサービスご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口にお申し出ください。
- (8) 当行および提携先の振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他やむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。

4. (自動機利用手数料)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 前項(1)の自動機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

5. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、役席者が暗証をお聞きたいします。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

6. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、振込機、支払機で使用されたとき、または当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、個々に通帳記帳します。

7. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

9. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (預金機、支払機、振込機等への誤入力等)

預金機、支払機、振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、締結先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

11. (解約、カードの利用停止等)

- 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおとわりますことがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行取引店に返却してください。
- 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - 第12条に定める規定に違反した場合
 - 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから10年が経過した場合
 - カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

12. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以上

2. しずちゅうキャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したしずちゅうキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用できます。

- 当行および提携先の預金機を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入をする場合。
- 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の支払機を使用して預金の払戻しをする場合。
- 当行および提携先の振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- その他当行が定めた取引を行う場合。

2. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- 代理人(同居の親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

3. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

4. (盗難カードによる払戻し等)

- カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事従業者(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、しずちゅうキャッシュカード共通規定およびデビットカード取引規定により取扱います。

以上

3. しずちゅう法人・事業専用キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

- 普通預金について発行したしずちゅう法人・事業専用キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用できます。
 - 当行の預金機を使用して普通預金に預入れる場合。
 - 当行の支払機を使用して、普通預金を払戻す場合。また、設置場所により利用できない店舗外支払機があります。
 - 当行の振込機を使用して、振込資金を普通預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
 - その他当行所定の取引をする場合。

2. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、しずちゅうキャッシュカード共通規定により取扱います。ただし、個人事業者については、しずちゅうキャッシュカード規定の第3条(偽造カード等による払戻し等)および第4条(盗難カードによる払戻し等)についても適用します。なお、第4条第4項第1号Bについては、同号B記載のほか、預金者が常時雇用している従業者を加えるものとします。

以上

4. デビットカード取引規定

1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当行がしずちゅうキャッシュカード共通規定およびしずちゅうキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金「総合口座取引の普通預金を含みます。」以下「カード」といいます。)を掲示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- 日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である、または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人
- 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
- 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、契約を承認した法人または個人

2. (利用方法等)

- カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- 端末機を利用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

- ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合

- ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消と合わせてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせてください。
端末機から取消の電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるしずちゅうキャッシュカード規定の適用については、しずちゅうキャッシュカード規定の第1条中「①預金の預入れをする場合および②預金の払戻しをする場合および③振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込を依頼する場合」とあるのは「デビットカード取引をする場合」とし、同規定の第1条中「①預金機、②支払機、③振込機」とあるのは「端末機」とし、同規定の第2条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは、「代理人によるデビットカード取引をする場合」と読み替えるものとします。

以上